

■建築行為なし認定の認定基準（令和4年10月1日施行）

新築又は増改築の時期	適用される基準	
	長期使用構造等基準	居住環境基準 災害配慮基準 維持保全基準
平成21年6月4日以降に新築した後、増改築していない場合	新築時点における新築基準	認定申請時点における基準 (居住環境基準及び災害配慮基準については、「岐阜県長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第3号及び第4号に関する基準」をご確認ください。)
平成28年4月1日以降に増改築した場合	増改築時点における増改築基準	
平成21年6月3日以前に新築し、又は平成28年3月31日以前に増改築した場合（上欄の場合を除く）	平成28年4月1日時点の増改築基準	